

平成30年度国民健康保険料率の見直しについて（諮問事項）

1. 全国の賦課方式の状況

- ・ 4方式から3方式に移行（資産割廃止）する市町村が増加
- ・ 世帯のシェアは3方式が最も多い
- ・ 2方式は首都圏を中心に大都市に偏在

国保料（税）賦課方式の状況（H27年度：医療給付費分）

	4方式	3方式	2方式	計
市町村数	1071 (62.5%)	576 (33.6%)	67 (3.9%)	1,714
世帯数	543万世帯 (27.5%)	1048万世帯 (53.1%)	384万世帯 (19.4%)	1974万世帯

出典：厚生労働省 国民健康保険実態調査

※ 4方式…所得割、資産割、均等割、平等割

3方式…所得割、均等割、平等割

2方式…所得割、均等割

2. 資産割賦課の課題

(1) 被保険者の不公平感

- ①固定資産税額が算定基礎であることへの二重負担感
- ②居住用の資産のみ所有する年金生活者・低所得者の負担が過重になる
- ③他の保険制度（被用者保険・後期高齢者医療）にはない国保固有の賦課方式

(2) 保険者からみた資産割の特性

- ①所得の変動に左右されない安定的な財源
- ②不作・不漁の影響を受けやすい農漁村においては所得割の減少を補完する
- ③市外に所有している資産には賦課できない
- ④居住地による資産評価額（資産税額）の差が市町村間の保険料格差に影響

(3) 社会環境の変化

- ①事業収益を生む資産を保有する自営業者や営農者は2割未満
- ②居住用の固定資産が多くを占めている状況
- ③国保の都道府県化に際し、将来的な県内保険料の統一の妨げとなる

3. 平成 30 年度鳥取市国民健康保険料率見直しの柱

被保険者の負担の公平性を確保し、将来的に持続可能な国保制度とするため、国保制度改革により保険料賦課ベースの引き下げが可能な平成 30 年度において、以下の 3 点について保険料率の見直しを行う。

(1) 保険料賦課総額の引下げ

県が提示した平成 30 年度納付金（H30.1.5 内々示額）をもとに、仮に保険料率を据え置きし、収納率を前年並みと仮定して試算したところ、予算ベースで総額 39,201 千円の余剰金が生じる見込みとなった。この範囲において保険料総額（納付額ベース）の引下げが可能。

(2) 保険料区分（医療・後期支援・介護）の適正な賦課

本市は、従来から後期高齢者支援金と介護納付金の支出に係る保険料財源が慢性的に不足。上記（1）の試算の内訳は、医療分の保険料は 77,858 千円の余剰、後期支援分は▲36,042 千円の不足、介護分は▲2,615 千円の不足の見込み。

将来の後期高齢者支援金の伸長等を考慮し、賦課区分の保険料率が適正な水準となるよう医療分の賦課総額を引下げ、後期支援分を上げる見直しを行う。

(3) 資産割の廃止による賦課方式の見直し

上記 2 のとおり、資産割賦課は多くの課題があり、将来の県内保険料の平準化への対応と被保険者の保険料に対する不公平感の解消を図るため、保険料賦課総額の引下げと併せて、平成 30 年度から資産割を廃止する。

4. 平成 30 年度保険料率（案）について

現行の保険料率（4 方式）から県が算定した標準料率（3 方式）に移行する場合、世代間及び所得階層間で激変が生じる可能性があることから、平成 30 年度の保険料率設定においては、廃止する資産割に相当する額をどのように配分するかが重要なポイントとなる

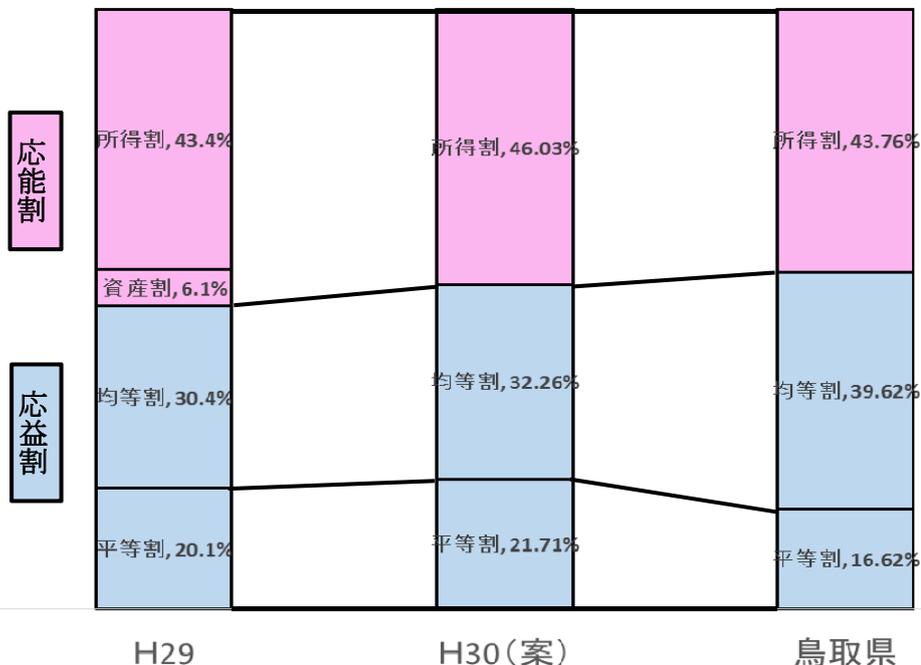
(1) 現行料率・県算定料率との比較

		鳥取市（現行）	鳥取市（H30 案）	県算定標準料率
医療分	所得割	7.1%	7.2%	6.79%
	資産割	16.0%	—	—
	均等割	22,000 円	23,000 円	27,599 円
	平等割	23,000 円	24,600 円	18,345 円
支援分	所得割	2.6%	2.7%	2.74%
	資産割	4.4%	—	—
	均等割	8,400 円	9,200 円	11,039 円
	平等割	6,200 円	9,000 円	7,337 円
介護分	所得割	2.3%	2.4%	2.10%
	資産割	4.8%	—	—
	均等割	9,000 円	9,400 円	11,477 円
	平等割	6,000 円	7,000 円	5,844 円

(2) 鳥取県標準保険料率との相違点

- ◎ 鳥取県保険料率との相違は、賦課方式別の賦課割合の設定に起因。
- ◎ 平成29年度までの鳥取市国保料の応能割：応益割は50：50に設定（旧国基準どおり）
- ◎ 鳥取県の標準保険料率は、全国平均と鳥取県の所得水準格差（ $\beta = 0.78$ ）を反映して応能割が占める割合が低い（応能44：応益56）⇒ 将来の全国平準化への布石
- ◎ 応能割を低く、応益割を高く変更した場合、低所得者層（年金生活者等）の保険料が高くなり、高額所得者ほど負担が軽減される。
- ◎ 応益割のうち均等割額（人数割）が高いと多人数世帯（子育て世帯等）の保険料が高くなる。⇒ 鳥取県の均等割：平等割は70：30（鳥取市は60：40）

<鳥取県標準料率との賦課割合の比較（医療分）>



(3) 平成30年度鳥取市の賦課割合設定の考え方

- ◎ 鳥取県内の保険料平準化への対応
 - ① 資産割の廃止（前述のとおり）
 - ② 現行料率と鳥取県標準料率との中間的な割合に設定
- ◎ 資産割の廃止に係る被保険者負担の激変を緩和
 - ① 可能な限り保険料賦課額を引下げ。
（一人当たり▲1,458円、1世帯当たり▲2,405円、賦課総額▲61,900千円）
 - ② 資産割分は応能割と応益割の双方に上乘せ（応能割46：応益割54に設定）
（所得割+2.6%、均等割+1.9%、平等割+1.6%）
 - ③ 応益割のうち均等割：平等割を従来どおり60：40に設定

5 モデルケースの比較

- ・同年代かつ同一所得で世帯構成が同じ場合は、資産の有無にかかわらず保険料は同額となる。
- ・応益割に上乘せされた保険料は、軽減制度により低所得者層への影響が緩和される。

<モデルケース>

A 所得250万円（40代夫婦 子2人 資産なし）

	H29
医療分	265,000円
支援分	96,200円
介護分	73,900円
計	435,100円

⇒

	H30
医療分	272,800円
支援分	104,300円
介護分	77,800円
計	454,900円

年額 +19,800円の増
（1期当たり1,980円）
 現行で資産がない世帯は増額となる

B 所得250万円（40代夫婦 子2人 固定資産税7万円）

	H29
医療分	277,800円
支援分	99,700円
介護分	77,700円
計	452,700円

⇒

	H30
医療分	272,800円
支援分	104,300円
介護分	77,800円
計	454,900円

年額 +2,200円
 資産割は減額となるも他の賦課額が増額となる

C 年金年収150万円（68歳夫婦 固定資産税なし）

	H29
医療分	20,100円
支援分	6,900円
介護分	0円
計	27,000円

⇒

	H30
医療分	21,100円
支援分	8,200円
介護分	0円
計	29,300円

年額 +2,300円の増
（1期当たり230円）
 増額となるも7割軽減がかかるため影響が緩和される

D 年金年収150万円（68歳夫婦 固定資産税6万円）

	H29
医療分	29,700円
支援分	9,440円
介護分	0円
計	39,140円

⇒

	H30
医療分	21,100円
支援分	8,200円
介護分	0円
計	29,300円

年額 ▲9,840円
 資産割相当額が減額となる